

令和8年度困難な問題を抱える女性支援事業業務委託仕様書

1 委託業務

(1) 事業の内容

① アウトリーチ

繁華街等での夜間見回りや高等学校等への訪問等を行い、日用品の配布等により接触の端緒を掴む工夫をしながら、女性の抱える悩みや困難な状況等について聞き取りを行うことで個々の女性のニーズを把握する。

聞き取りの際には女性の気持ちに寄り添い、信頼関係を築き、必要な支援につなげていく。

アウトリーチにより把握した女性には、必要に応じ②の相談及び面談又は③の居場所を紹介する。

② 相談及び面談

女性の様々な悩みや直面する課題等に対応するため、SNS等による相談のほか、相談内容に応じて面談を行う。

③ 居場所の提供

女性が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話し、同様の境遇にある他の女性たちと交流ができる場を繁華街等に開設し、必要に応じて専門機関への相談につなげていく。

必要に応じ、1泊程度の宿泊も可能とする。

(2) 事業の実施場所

事業の実施場所は、東葛地域（松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）、葛南地域（市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市）その他事業の効果が高い地域とする。

なお、実施に当たっては、女性の動向の把握に努め、店舗の多い繁華街等、事業の効果が高いと考えられる場所で実施すること。

また、相談や各種連絡を受け付ける事業拠点となる事務所を設置すること。事務所は、（1）③の居場所に併設することも可能とする。

(3) 事業の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 事業の実施日数、実施時間及び実施体制

事業の実施日数等は、原則として以下のとおりとする。

① アウトリーチ

i 実施日数 月2回以上

ii 実施時間 1回につき4時間以上、事業の効果が高い時間帯に実施する。

iii 実施体制 1回につき3名以上で実施する。

② 相談及び面談

- i 実施日数 週5日間以上
- ii 実施時間 1日につき6時間以上、事業の効果が高い時間帯に実施する。
- iii 実施体制 常時1名以上配置する。

(相談業務に従事した経験を有する者が望ましい。)

③ 居場所の提供

- i 実施日数 週5日間以上
- ii 実施時間 1日につき6時間以上、事業の効果が高い時間帯に実施する。
- iii 実施体制 常時1名以上配置する。

(相談業務に従事した経験を有する者が望ましい。)

2 支援の対象となる者

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条第1項に定める困難な問題を抱える女性であって、県が本事業の対象とすることを適当と認めた者とする。

3 人員配置

1 (1) ①～③の事業を実施するために必要な人員を確保すること。

また、1 (1) ①～③の全ての事業を統括する責任者（以下、「統括責任者」という。）を置くこと。なお、①～③の職員と統括責任者は兼務してもよい。

4 関係機関連携会議への出席

受託者は、県が開催する関係機関連携会議に出席すること。

5 支援実績の報告

受託者は、別に指示する方法により、支援実績や本事業の分析結果等について報告すること。

6 事業実施における前提条件

- (1) 受託者は、事業の実施に当たり、対象者から相談料等の費用を徴収してはならない。
- (2) 机、椅子及びパソコン等事業の実施に必要な設備は受託者の責任で準備すること。
- (3) ホームページやリーフレットの配布、SNS広告の利用等により事業の周知に努めること。

7 台帳の管理等

- (1) 職員、設備、備品、会計、相談記録、支援経過記録等その他の業務に必要な書類や台帳についても、当該支援事業を終了した日から5年間は、これを適切に管理すること。

- (2) 年度を超える支援が生じた場合で、年度により受託者が異なるときは、次年度の受託者に適切な引継ぎを行うこと。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者である本県と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務の円滑な実施のため、女性相談支援センターや児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、支援対象者の意向等に配慮すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、1 (1) ①～③のそれぞれの事業間での連携を密にし、業務を効率的に実施できる体制を整えること。
- (4) 職員が他の事業と兼務する場合は、本事業にかかる経費のみを明確に按分して、積算の根拠が分かるよう整理すること。
- (5) 本業務により得られたデータ及び記録は、本県に帰属するものとし、本県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては、知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本県から提供された資料は、第三者に提供したり目的以外に使用したりしないこと。
- (8) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (9) 本業務の実施に当たっては、移動中の事故等に備え保険に加入するなど、安全対策に配慮すること。また、トラブルの防止にも留意すること。
- (10) 本業務に係る問合せについては、原則として受託者が対応することとする。また、本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、県に報告すること。
受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に県に報告し、対応を協議すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、決定する。

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと

(2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を隨時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの

態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に對して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先(順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。)の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする（例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する）。